

三世代同居対応住宅について Q&A

Q1 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用部分が住戸内で行き来できない住宅は、三世代同居対応住宅の補助の対象となりますか。

A1 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用部分が住戸内で行き来できない住宅は、共同住宅又は長屋(以下、「共同住宅等」という。)扱いとなり、原則として、本補助金の対象となる三世代同居対応住宅とみなされません。ただし、共同住宅等であってもそのうちの1つの住戸で三世代同居対応住宅の要件を満たす場合は、その住戸は、三世代同居対応住宅の補助の対象となります。

※一戸建ての住宅扱いとなるか共同住宅等の扱いとなるかは、事前に各認定申請先の所管行政庁にお問い合わせ頂き、ご確認ください。

Q2 グループ募集要領の別紙5について、より具体的に説明してください。

A2 「三世代同居対応住宅」の要件については、グループ募集要領の別紙5の要件に加え、以下のような基準に基づいて判断します。

調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋でなくても良い。 ・換気設備は、建築基準法で定める換気量があること。また、IHの場合も換気設備を設置することとし、150 m³/h 程度以上の換気量があること。
浴室 便所	<p>3点ユニット、シャワーユニットでもよい。ただし、浴室が二つある場合(例えば浴槽を備えた浴室とシャワールーム)でも、脱衣所が同一の場合は、1箇所と判断する。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホールがあること。 ・玄関扉の幅(枠寸法)は、原則として、開き戸の場合 800mm 以上、引き違い戸・片引き戸の場合は 1600mm 以上とすること。 ・玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間(又はホール)が同一である場合には、原則として1箇所と判断する。 ・隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可。 ・家族のみが使用する出入口は、勝手口と判断する。

Q3 上記の要件を満たしていれば、加算が受けられますか。

A3 上記に網羅的に言及されていない場合であっても、三世代同居加算は、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅であることが必要であり、住宅全体の間取り等について説明を受けた上で、個別に判断した結果、三世代同居対応住宅と認められないケースも想定されます。判断に迷う場合には、できるだけ早い段階で実施支援室にご相談下さい。

Q4 三世代同居対応住宅として交付申請をしても、要件に合わないと判断された場合には、どのような扱いとなりますか。

A4 通常は加算分(30万円)が減額となります。それに合わせ申請書類の差し替えをお願いすることとなります。また、その場合に当該施工事業者の非三世代住宅の上限戸数を超過してしまう場合は、申請の取り下げとなります。

なお、実績報告時に判明した場合も同様の扱いとなりますので、十分にご注意ください。